

調達管理番号：20a00940

国名：エジプト

担当部署：人間開発部保健第1グループ保健第1チーム

案件名：エジプト国 UHC 政策実施能力強化プロジェクト基本計画策定調査（医療保険、医療財政）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：医療保険、医療財政
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年2月上旬から2021年4月下旬
- (2) 業務M/M：現地 0.47M/M、国内 0.8M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	国内業務期間	現地業務期間	整理期間
3日	10日	14日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2021年1月6日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年1月19日までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	保健システム・UHCに係る各種業務
対象国／類似地域	エジプト国／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）についても、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加は可能とする。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

エジプト・アラブ共和国（以下、エジプト）の保健医療全般の水準は改善しており、一方で、保健システムは多くの課題を抱え、公的医療サービスの質も低く、国民が求めるレベルの保健医療サービスを提供できていない現状がある。そのため、公的医療機関の医療費は無料もしくは安価であるにも関わらず、脆弱層も高額な民間の保健医療サービスを選ぶ傾向にある。エジプトの医療費の患者自己負担は61%と高く¹、最貧困層では、家計の21%を医療費に充てていることや、国民全体の2割が医療費の支払いにより家計破たんをきたしていることが報告されている²。エジプトにおける旧来の医療保険制度（新医療保険制度が導入されていない地域では依然として稼働中）は、公務員、公共・民間企業労働者、学生（中等以下）、就学前幼児等の対象者により異なる法律・制度に基づき設立されており、制度間でのサービス格差、負担率格差、国全体での医療保険行政の硬直化とい

¹ World Health Statistics 2015, World Health Organization

² Economies 2015, 3(4), 216-234; Catastrophic Economic Consequences of Healthcare Payments: Effects on Poverty Estimates in Egypt, Jordan and Palestine

った課題、低い加入率と、高い自己負担率が大きな課題となっている。

エルシーシ大統領による強いイニシアティブのもと社会保障全般の見直しが行われる中、医療保険についても高い人口カバー率と質の高い保健医療サービス提供を行う、国民皆保険法（2018年）が制定され、本法律に基づき国民皆保険制度が導入されることとなった。家族単位での加入、財源確保（免許取得税等）といった医療システムの改善、医療サービスの質改善を行い、2031年までに全国に同制度を導入する計画が策定された。医療保険全体を支えるために、診療報酬単価設定、診療報酬支払を担う国民皆保険機構（Universal Health Insurance Agency。以下「UHIA」という。）、国民皆保険制度下で医療サービスを提供することが認証された病院管理を担う病院機構（General Authority for Healthcare Provider。以下「GAHP」という。）、国民皆保険制度下での医療サービスを提供するに足る医療施設であることの認証を担う認証基準機構（General Authority for Healthcare Accreditation and Regulation。以下「GAHAR」という。）が新設され、2019年からは、新国民皆保険制度の導入第1フェーズのうち、最初の県としてポートサイド県が選定され、同県への導入が開始されている。

現在、UHIA、GAHP、GAHARといった組織においては、制度設計、人材育成等について多くの改善点を有しつつ形成途上であり、円滑な制度運用のためには、貧困者・インフォーマルセクター従事者の加入率・利用率上昇、診療報酬請求支払い制度、ITシステム等、制度立ち上げについての課題に対応する必要がある。JICAはエジプトに対して本邦への招聘、現地セミナー等を通じて我が国の国民皆保険制度の導入や運営にかかる知見に基づいた協力を行ってきており、これらの経緯を踏まえエジプト側より新国民皆保険制度導入にかかる技術協力の要請がなされた。

しかし、2020年の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大は、COVID-19以外の症状・疾病での医療施設の受診控えや、観光業等の主要産業への影響に伴う経済の停滞と貧困層の増加を引き起こしており、国民皆保険下での質の高い医療サービスを提供するという目標にとって新たな課題となっている。JICAはこうした課題も踏まえつつ、本プロジェクトを二段階方式にて立ち上げるべく、基本計画を策定するための調査を実施する。

7. 業務の内容

エジプト政府の本プロジェクトの要請以降、第1ステージのポートサイド県での制度導入が開始され、新設の組織が設立される等、状況が変化

していることから、本基本計画策定調査では組織・制度設立の計画、進捗状況を確認し、PDM や協議議事録 (M/M) を作成し、基本合意文書 (R/D) を締結することを目的とする。本調査の一員として、医療財政、医療保険の観点から情報収集・分析、提言を行うことを内容とする。また、その際には、本体プロジェクト形成においては、新規政策借款の形成に資する提言も期待される。

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書 (案) を含めた報告書 (案) 全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2021 年 2 月上旬～2021 年 3 月中旬)

① 既存の文献、関連文書 (要請書、国民皆保険法 (英語版)、世銀審査文書、仏 AFS 文書等) をレビューし、国民皆保険体制について整理する。また、医療保険制度への JICA 支援に関する他国の事例等 (南アフリカ、カンボジア、セネガル、ケニア等) についてもレビューを行う。

② ローカルコンサルタントと業務分担を確認する。

※10. 特記事項参照

本案件では、COVID-19 下での現地渡航に準備期間を要することから地方部含めてローカルコンサルタントによる 2 か月程度 (2 月中旬～4 月中旬) の現地調査を想定しています。

③ JICA 人間開発部等と協議調整のうえで調査計画 (和文、英文) を策定する。

④ 先方政府および関係機関に対する質問票 (和文、英文) を提案する。

⑤ 財務省、UHIA に対し遠隔にて調査説明を行い、質問票に基づきヒアリング及びローカルコンサルタントを通じた情報収集を行う。具体的には特に以下の項目について調査する。

- UHIA の組織図
- UHIA 人員体制 (空席、採用状況含む)
- 中央と各県の役割分担等
- 貧困層、インフォーマルセクター、ジェンダー等の加入率・利用率
- 基本的な診療報酬支払制度についての詳細情報
- 保険にかかる財務体質管理手法等

⑥ 現調査に関する対処方針会議等に参加する。

- ⑦ 本邦からの遠隔で開催する本邦事例等紹介セミナーにおけるエジプト側のニーズ（該当する内容に関連するエジプト側の取組計画、組織体系等ニーズの背景確認、先方の取組スケジュール）等の収集整理を行う。現在の計画は以下の通りだが、先方の要望により変更される可能性もある。また、本団員からの提案も期待される。
 - 日本の保険制度概要と IT システム基本設計コンセプト
 - 経営方針、課題発見のためのビッグデータ活用事例
 - 貧困層やインフォーマルセクターに関する日本での把握、保険加入促進事例
- ⑧ JICA 側（人間開発部、中東・欧州部、JICA エジプト事務所）と協議しつつ適切な内容及び講師の手配を行い、遠隔での本邦事例等紹介セミナーを実施し、議事録を作成する。
- ⑨ 国内作業結果を取りまとめ、調査団内で現地調査対処方針会議に参加し整理する。
- ⑩ エジプト側との調査日程等の調整を行う。
- ⑪ PDM に必要な情報を収集し、PDM 作成を支援する。

(2) 現地派遣期間（2021年3月下旬～4月上旬）

- ① JICA 人間開発部、中東・欧州部、JICA エジプト事務所等との現地派遣期間前の協議に参加する。
- ② 財務省、UHIA 等エジプト側 CP と関係者に対して、調査計画等について確認する。
- ③ 質問票等を活用し、国内準備期間に収集できなかった情報・資料等を収集、分析し、必要に応じて先方政府及び関係機関等の関係者にインタビューし、現状を把握する。
- ④ 国内準備期間並びに上記③で得られた結果をもとに調査結果（和文、英文）をまとめる。
- ⑤ JICA 関係者等と調査結果（和文、英文）を共有し、PDM（案）（英文）・PO（案）（英文）等を検討する。
- ⑥ 先方政府及び関係機関に対し、調査結果（英文）を共有・説明し、PDM（案）（英文）・PO（案）（英文）について協議を行い、エジプト側からのコメント等を取りまとめる。
- ⑦ 協議議事録（M/M）（英文）、基本合意文書（R/D）（英文）の作成に協力する。

(3) 国内整理期間（2021年4月上旬～4月中旬）

- ① 案件概要表（案）（和文）の作成に協力する。
- ② 調査報告書（案）（和文・英文）を提案する。
- ③ 調査報告会に出席する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021年4月14日までに提出。

担当分野に係る基本計画策定調査報告書（案）（和文・英文）を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒カイロ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2021年3月下旬～4月上旬を予定しています。JICAの調査団は本業務従事者と異なり日本からの遠隔での参加を想定しているため、本業務従事者は単独で現地調査を行う予定です。

② 業務体制（予定）

ア) 総括（JICA）

イ) 技術参与（JICA）

ウ) 協力企画（JICA）

エ) 医療保険・医療財政（本コンサルタント）

オ) ローカルコンサルタント（本業務従事者による現地再委託を想定）

③ 便宜供与内容

JICA エジプト事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：なし（COVID19の状況により変更の可能性あり）

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳備上：なし

④ 執務環境、執務スペースの提供

国内作業においては、基本的に遠隔又は対面の場合は 3 密を避けた形での会議を想定しています。特段、JICA 側で執務室の用意はしません。日本国内からのエジプト側との協議においては、ZOOM,TEAMS 等を活用します（エジプト側関係者は、ZOOM を多用している状況です）。また、現地調査時においては、特段事務所での執務室は使用しない想定です。事務所会議室が活用できるかは、COVID-19 の状況に応じて直前に決定します。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第 1 チーム（TEL:03-5226-8357）にて配布します。

調査項目（案）

- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館や外部のウェブサイトで公開されています。

・ エジプト・アラブ共和国 保健医療基礎情報収集確認調査報告書
(2017) <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12285292.pdf>

・ 世銀資料

<https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2020/06/16/egypt-world-bank-provides-us-400-million-in-support-of-universal-health-insurance-system>

・ WHO 資料「Implementing the universal health insurance law of Egypt: what are the key issues on strategic purchasing and its governance arrangements?」

<https://apps.who.int/iris/handle/10665/311781>

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連携を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上

